

# 令和3年度 船橋市奨学金募集要項 (修学金貸付制度 臨時募集)

この制度は、経済的理由により修学が困難な方に対して、月々の修学上必要な資金として奨学金(修学金)の貸付をし、将来の有用な人材を育成するための船橋市独自の制度です。

## 1. 申請資格

次のすべてに該当する方。

- ① 高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程及び専門課程に限る)または大学(短大を含む)に在学の方。
- ② 本人または保護者が、引続き船橋市内に一年以上在住している方。
- ③ 経済的理由により修学が困難で、かつ、学校長が奨学生として推薦する方。

## 2. 申請期間

令和3年5月6日(木)から令和3年5月20日(木)まで(郵送不可・締切厳守)

- ※ 受付時間は午前9時から午後5時までです。
- ※ 土曜日、日曜日は受付できません。
- ※ 本人が直接学務課へ持参して提出してください。
- ※ 申請書類に不備がある場合や申請期間を過ぎた場合は、受付できません。

## 3. 貸付期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(1年間)

※次年度以降も貸付けを希望する場合には、再度申請が必要です。

## 4. 申請手続き(提出書類) ※提出書類の返却はいたしません。

次のすべての書類を直接、教育委員会学務課まで提出してください。

- ① 船橋市奨学金貸付申請書(指定用紙)
  - ・書き損じは二重線で訂正し、余白に訂正の証として署名してください。(修正液等は不可)
- ② 船橋市奨学金推薦書(指定用紙)
  - ・新1年生の方は出身校、その他の学年の方は在学校の学校長の推薦を受けてください。
- ③ 成績証明書
  - ・新1年生の方は出身校、その他の学年の方は在学校の成績証明書を提出してください。
- ④ 収入を証明する書類 ※家族で収入のある方全員及び連帯保証人分
  - ・給与収入のみの方 : 令和2年分の源泉徴収票の写し
  - ・給与以外の収入がある方 : 令和2年分の申告書類または申告書受付票の写し  
(提出先の受付印のあるもの)

※生活保護世帯の方は、生活支援課発行の受給証明書も提出してください。
- ⑤ 本人を含む家族全員が記載された住民票(原本) ※3ヶ月以内発行のもの
  - ・本籍、続柄等が記載されているもの。(ただし、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)
  - ・住所が異なる生計を一にする方がいる場合(単身赴任、入寮等)、その方の住民票も必要です。
- ⑥ 同意書(指定用紙)
  - ・申請者と同世帯の世帯主および連帯保証人となる方が記入してください。